

奈良県、株式会社日本免税との連携と協力に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と株式会社日本免税（以下「乙」という。）は、相互に連携し、県内における外国人旅行者等による観光消費額の増加と地域活性化を目指し、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲と乙の相互連携と協働による活動を推進し、外国人旅行者等の県内での観光消費額のさらなる増加と乙による地域への還元を通じて、地域活性化を図ることを目的とする。

第2条（連携事項）

甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携し協力する。

- 外国人旅行者等の県内における観光消費額の増加に資する環境整備及び消費喚起に関すること
 - 消費喚起に資するデータの活用に関すること
 - その他、観光消費額の増加に資すると双方が合意した取組に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、協定の実施に当たり必要な事項は、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任により、誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了から1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

- 2 甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、書面にて変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、協定の実施に当たり知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年10月9日

甲 奈良県奈良市登大路町30
奈良県知事

山下 真

乙 東京都江東区亀戸2丁目7番8号 岡本ビル3階
株式会社日本免税 CEO

石井 邦知